

第 1 号議案 駐車場使用細則改訂に関する件

管理組合駐車場の有効的な運用を目的に駐車場使用細則を別紙の通り改訂いたしますので、ご承認ください。

記

改訂内容 別紙の「ハynes落合駐車場使用細則改訂案」を参照ください。

改訂理由

- 1) 駐車場の空き対策として、区分所有者以外のマンション居住の賃借人も専用使用契約を締結し使用できるよういたします。
- 2) 契約駐車場が空いている場合は、居住者を対象とした時間貸し駐車場として使用できるよういたします。
- 3) 管理組合の収入減を抑止します。

効力の発効 2024 年 1 月 23 日より発効

以 上

第 2 号議案 管理規約一部改訂に関する件

第 1 号議案の駐車場使用細則改訂に伴い、管理規約第 15 条（駐車場の使用）も下記の通り一部改訂いたしますので、ご承認ください。

記

改訂内容 <下線部を改訂>

（駐車場の使用）

- 第 15 条 管理組合法人は、駐車場区画 No1～No7 について、特定の区分所有者に駐車場使用契約により使用させることができる。なお、駐車場に空きがある場合は、当マンションに居住する賃借居住者にも駐車場使用契約により使用させることができる。
- 2 前項により駐車場を使用している者は、別に定めるところにより、管理組合法人に駐車場使用料を納入しなければならない。
- 3 区分所有者がその所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したとき、また賃借居住者が当マンションから退去したときは、その区分所有者及び賃借居住者の駐車場使用契約は効力を失う。
- 4 駐車場に空きがないときの駐車場使用申し込みについては、先約順とする。但し、申し込みの順番待ちは、区分所有者を優先するものとする。
- 5 駐車場区画 No1～No7 に空きがあり申込者がいない場合は、時間貸し駐車場として運用することができる。
- 6 駐車場区画 No8 はハynes落合管理組合法人専用の無料駐車場とする。
- 7 駐車場区画 No9 はバイク置場とする。

効力の発効 2024 年 1 月 23 日より発効